



隠岐の島町内でお引越しされた方へ



隠岐の島町内での住所変更にとまなう手続きが必要な窓口をご案内いたします

窓 口	手 続 き	必 要 な も の
1 階④番 町民課 戸籍住民係 ☎2-8560	☐ 転居届 ・引越しした日から 14 日以内に届出をしてください	・届出人の本人確認書類
	☐ マイナンバーカード（お持ちの場合のみ） ・新しい住所情報をカードに記載する必要があります。 ・住所変更をすると、署名用電子証明書が失効するため、再発行の手続きが必要です。	・マイナンバーカード ・暗証番号 (英数字 6 桁以上・数字 4 桁)
	☐ 在留カード等（お持ちの場合のみ）	・在留カード等
1 階⑤番 町民課 国保年金係 ☎2-8560	☐ 国民健康保険	・資格確認書 ・来庁者の本人確認書類
	☐ 子ども等医療（18 歳以下のお子様）	・受給資格証 ・来庁者の本人確認書類
	☐ 後期高齢者医療（75 歳以上の方）	・資格確認書 ・来庁者の本人確認書類
1 階①番 保健福祉課 児童福祉係 ☎2-8577	☐ 児童手当	・受給者の印鑑 (代理人の場合)
	☐ 児童扶養手当	
1 階①番 保健福祉課 地域福祉係 ☎2-8561	☐ 福祉医療 ☐ 自立支援医療	・福祉医療証 ・自立支援医療受給者証 ・印鑑
	☐ 障がい者手当 ☐ 障がい者手帳	・障がい者手帳 ・印鑑
2 階①番 上下水道課 ☎2-0192	☐ 新住所の開栓及び旧住所の閉栓・名義変更の手続きがお済みでない方	—
2 階②番 環境課 ☎2-8565	☐ ゴミ収集地区別カレンダー 行政区：_____	—
2 階⑤番 総務課 消防防災係 ☎2-2111	☐ 町内放送機器の返却・貸出申請 ※県営・町営住宅の場合、受信機は据え置きのため、返却・貸出申請の必要はありません。新居に設置されていない場合は申請してください。	・引越し前の受信機 (本体・配線コード)
	☐ 防災ハザードマップ	—

運転免許証の住所の変更手続きに必要なもの 窓口：隠岐の島警察署（☎2-0110）

・運転免許証 ・新しい住所を証明できるもの：マイナンバーカード、住民票（6 か月以内）等

※※前住所宛ての郵便物を新住所へ転送する手続きは、郵便局へお問い合わせください。※※